

国民健康保険税・国民健康保険の一部負担金の減免

☎ 保険医療課 2173

町の国民健康保険では、加入者の方の失業や疾病などにより収入が著しく減少し、利用しうる資産や能力の活用または親族からの支援の要請等を行ったにもかかわらず、国民健康保険税の納付や国民健康保険の一部負担金（医療機関等での自己負担額）の支払いが難しい場合などに、申請していただくことで、国民健康保険税や国民健康保険の一部負担金の減免を受けられる場合があります。

対 世帯の3か月間の実平均収入金額とその世帯の基準生活費*とを比較して、その世帯の3か月間の実平均収入金額がその世帯の基準生活費の一定割合（表1、表2）以下の世帯で、その世帯の預貯金の額が基準生活費の3か月分以下の場合に減免等を受けることができます。

*基準生活費とは、生活保護法に規定する生活扶助、住宅扶助、教育扶助の金額を合計したものです。

○国民健康保険税の減免（表1）

生活困窮の場合の基準	
実収入金額の3か月間の平均金額	減免の割合
基準生活費の100分の105以下	100%
// 100分の105を超え100分の110以下	70%
// 100分の110を超え100分の120以下	50%
// 100分の120を超え100分の130以下	30%

○国民健康保険の一部負担金の減免等（表2）

実収入金額の3か月間の平均金額	減免等の区分
基準生活費の100分の105以下	一部負担金の免除
// 100分の105を超え100分の120以下	一部負担金の徴収猶予

○このほか、火災や床上浸水などの災害により資産に重大な損害を受けた場合、国民健康保険税の減免を受けることができます。

災害の場合の基準	
災害の程度	減免の割合
住居の全焼・全壊	100%
住居の半焼・半壊	70%
床上浸水	50%

*減免等を受けるには申請が必要になります。必要な書類や手続きについては、保険医療課にお問い合わせください。

タブレット端末を使った遠隔通訳サービスが始まりました！

役場庁舎で、日本手話と外国語に対応した遠隔通訳サービスが利用できるようになりました。手話や外国語を使う方が来庁した際に、タブレットのテレビ電話でつながった通訳者が、職員との会話を通訳することで、よりスムーズにわかりやすく相談や手続きを行うことができます。

対応言語（利用時間）

- 日本手話・英語・中国語・韓国語・ポルトガル語・スペイン語（平日8時30分～17時15分）
- タイ語・ロシア語・ベトナム語・フランス語・タガログ語・インドネシア語・ネパール語・ヒンディー語（平日9時～17時15分）

利用場所

伊奈町役場庁舎内の各課窓口

☎ 福祉課 2121

特別児童扶養手当制度

特別児童扶養手当は、一定の障がいのある20歳未満の子どもを育てている方に支給される制度です。外国人の方も受給できます。ただし、次の場合は支給されません。

- ・申請する方や子どもが日本国内に住所を有しないとき
- ・子どもが障害による公的年金を受けられるとき
- ・子どもが児童福祉施設等に入所しているとき

支給額

重度の場合 1人につき月額52,500円

中度の場合 1人につき月額34,970円

*手当は1年に3回、4月（12月～3月分）、8月（4月～7月分）、11月（8月～11月分）に4か月分ずつ支払われます。

特別児童扶養手当に該当すると思われる場合は、福祉課にご相談ください。ただし、所得制限があります。また、受給要件に変更（転入・転出・氏名変更・児童数の増減など）があった場合は、お申し出ください。

☎ 福祉課 2122